

## 東川町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

### (目的)

第1条 東川町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)、美しい東川の風景を守り育てる条例(以下「条例」という。)を補完するものとして、東川町における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、設置者が主体的に遵守すべき事項や必要な手続き等を定めることにより、東川町民の安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保するとともに、秩序ある再生可能エネルギー事業の実施を促すことを目的とする。

### (定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 事業者

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項第1号に規定する太陽光を利用し、条例施行規則第43条第13号に規定する、再生可能エネルギー発電施設を整備し、事業を行おうとする者等をいう。

#### (2) 事業区域

発電事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に発電事業を行う土地を含む。)をいう。

#### (3) 近隣関係者等

ア 条例施行規則第46条第1項各号に規定する者。ただし第3号について、再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第2条第2項に規定する第一種事業に該当する場合は1キロメートル以内に居住する者とする。

イ 事業区域内又は事業区域に隣接する土地に所在する町内会、自治振興会等

ウ その他、ア、イと同程度の影響を受けると町長が認める者

### (配慮事項)

第3条 事業者は、災害の防止、生活環境の保全及び良好な景観の保全の観点から、別表第1に規定する設置するのに適当でないエリアについて、事業区域に含めないように配慮するものとする。また、設置区域の造成にあたっては、土地の形質変更は最小限とし、必要に応じて土留め施設、排水施設や洪水調整池を設けるなどで、設置区域外への雨水や土砂等の流出による被害が発生しないよう適切な対策を講ずるものとする。

### (近隣関係者等に対する説明)

第4条 事業者は、条例第98条第2項の規定により、近隣関係者等に対して、当該届出に係る開発事業計画について説明会等を開催しなければならない。

2 前項の規定による説明会の開催に当たっては、事業者は、開発事業計画について近隣関係者等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 近隣関係者等は、第1項の規定による説明会を開催した事業者に対し開発事業計画について質問及び意見を申出ることができる。

4 前項の規定による質問及び意見の申出があったときは、当該事業者は、当該申出をした近隣関係者等に誠実に対応しなければならない。

### (事業者変更)

第5条 事業者が変更(社名変更を含む。)となる場合(事業の承継、事業用地の分譲を含む。)は、速やかに再生可能エネルギー発電設備の事業者の変更届出書(第1

号様式)を町長に提出するものとする。この場合において、譲渡契約日以後については、新事業者が事業者変更届出を行うものとする。

(発電事業終了)

第6条 事業者は、発電事業終了後の発電設備をそのまま放置することがないように、速やかに撤去し、原状復帰に努めるなど適切な措置を講ずること。また、発電設備の撤去に当たっては、関係法令に基づいた適切な処理を行うこと。

2 発電事業を終了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書(第2号様式)を町長に提出するものとする。

(発電設備の適切な管理)

第7条 事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行うものとする。

- (1) 発電設備の設置、発電により、苦情が寄せられるなどで周辺への影響が認められた場合は、誠意をもって速やかに改善のための措置を講ずるとともに、その内容を町長に報告すること。
- (2) 資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、塀柵等を設置するなど安全対策を講ずること。
- (3) 定期的に設置区域内の除草、排水設備の清掃等を行い、設置区域外に影響を与えないよう適正に管理すること。
- (4) 町から求めがあった場合は、公害等の発生の防止の状況、発電設備の発電量等について報告すること。
- (5) 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合は、誠意を持って被害を最小限に留める措置を講じ近隣関係者等に二次被害が起こらないようにするほか、速やかに復旧又は撤去すること。

(指導・助言)

第8条 町長は、本ガイドラインの目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、設置事業について必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

(ガイドラインの見直し)

第9条 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により見直すことがある。

附 則

本ガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 設置するのに適当でない区域

法令名	区域の名称等	理由
自然公園法	国立公園のすべての区域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区	自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、餌場等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
北海道自然環境等保全指針	すぐれた自然地域	優れた自然の特徴を有する地域であり、保護と利用に当たって特に適切な措置や慎重な配慮を必要とする。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るための措置として、公共用に使用する水源の取水地点及びその周辺の区域で、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある。
農地法、農業振興地域の整備に関する法律	第1種農地、第2種農地、第3種農地、農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川管理施設等を損傷させるおそれがある。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
美しい東川の風景を守り育てる条例	景観形成重点地区	景観計画区域内で特に良好な景観づくりを進める必要がある。
文化財保護法	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
北海道文化財保護条例	北海道指定有形文化財、北海道指定有形民俗文化財及び北海道指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な道民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
東川町文化財保護条例	東川町指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な町民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。

## 別表第2

### 各種届出に添付する資料

#### ○ 事前届出書に添付する資料

- 1 位置図
- 2 計画範囲の地籍図（計画地及び隣接地に地番、所有者、地目及び面積を記入し、計画地は赤色で囲む。）
- 3 土地利用計画図面案（造成計画、太陽光パネル配置等が分かるもの）
- 4 排水計画案（接続先等が分かる資料、写真等）
- 5 関係地番一覧表（計画予定地の所在地番、地目、面積、所有者が分かるもの）

#### ○ 事業計画届出書に添付する資料

- 1 位置図
- 2 地籍図（計画地及び隣接地に地番、所有者、地目及び面積を記入し、計画地は赤色で囲む。）
- 3 土地利用計画図（太陽光パネル配置図）
- 4 設置設計図（平面図、断面図）
- 5 給排水計画図（平面図）
- 6 排水施設構造図（平面図、断面図）
- 7 その他町長が必要と認める資料（会社概要、系統接続の同意を証する書類、固定価格買取制度の認定通知書、設置する設備のカタログ、事業実施体制図等）

第1号様式（第5条関係）

再生可能エネルギー発電設備の事業者の変更届出書

年 月 日

東川町長 宛

事業者 住 所  
氏 名

電話番号  
担当者

東川町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設備名称	
旧事業者名	住 所 事業者名 電話番号
新事業者名	住 所 事業者名 電話番号
変更年月日	年 月 日（譲渡契約日を記載）
変更理由	

- 注1 社名変更の時は、変更後の登記簿の写しを添付すること。  
注2 事業者変更の時は、変更認定通知書の写し等（譲渡契約書等）、会社概要等を添付すること。  
注3 標識版の記載変更も行い、記載内容変更後の写真を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書

年 月 日

東川町長 宛

事業者 住 所  
氏 名

電話番号

担当者

東川町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により下記のとおり届け出ます。

記

設備名称	
設置場所	
運転開始日	年 月 日
設備廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	<input type="checkbox"/> 発電設備の撤去
	<input type="checkbox"/> その他（理由を記入してください。）

注 発電設備撤去の場合は、現況写真を添付すること。

参考様式

## 説明会実施記録

事業区域の所在地
開催日 年 月 日 ( 回目) 場所
説明者名 ( 人)
参加者名 ( 人)
説明会の内容 (説明会で配布した資料を添付すること)
近隣関係者の意見、要望
近隣関係者の意見、要望への回答

上記報告については、説明会の内容と相違ありません。

東川町長 宛

年 月 日

事業者 住所  
氏名

電話  
担当者

近隣関係者 住所

氏名

電話

